

実施方針等に関する質問回答

実施方針第2(3)により受け付けた質問及び同(6)に基づき実施したヒアリングにおける質問等のうち、特に関心が高いと思われる事項について、以下のとおりとりまとめました。

1. 実施方針に関するもの

(1) 収容対象となる受刑者について

収容対象となる受刑者はどのような者でしょうか。

「基本構想」1ページの「2 事業内容」に記載の受刑者を対象としており、殺人や強盗等、他人の生命、身体又は精神に回復困難な犯罪被害をじゃっ起した者を収容することは想定していません。また、日本人又は日本人と同様の処遇を行うことが可能な者を収容することとしています。

(2) 事業方式について

本事業の事業方式はBOT方式とのことですが、事業期間が減価償却期間より短いため、委託費収入と減価償却費の計上時期にずれが生じ、毎年の利益が過大に計上されてしまいます。事業期間内での減価償却を可能とする措置を講ずる予定でしょうか。

平成14年12月に国税庁が「売買とされるPFI事業について」を公表し、一定の要件を満たす場合には、資産の引渡し時に当該資産の売買取引があったものとされ、その際、収益に応じて費用の計上が行えることを法令の解釈として明確にしたところですが、本事業についてもこのような取り扱いが可能となるよう、今後、関係当局と協議してまいります。

BOT方式の場合、事業者は不動産取得税や固定資産税を納入する必要がありますが、BTO方式の場合とイコール・フィッティングとなるよう、減税又は免税の措置を講ずる予定でしょうか。

地方税に係る税制上の措置については、山口県及び美祢市に現在協力を要請しています。

(3) 事業スケジュールについて

本事業の実施に当たり必要な許認可申請の中には、許認可取得までに相当時間のかかるものがあります。円滑な許認可取得が可能となるような措置を講ずる予定でしょうか。

各種申請については、平成19年4月に収容開始するという事情を考慮し、事業提案の段階で当省が代理申請を行うなど特例措置を講ずることについて、山口県に協力を依頼しているところです。

(4) 応募者の構成について

本事業は、その事業範囲が設計、建設、維持管理、運営と広範なことから、複数の企業が代表企業となることは可能でしょうか。

応募手続を行う企業については、一社とすることを考えています。

(5) リスク分担について

受刑者の自殺や自傷、逃走については、事業者側がリスク管理を行うことは困難であると考えます。これらについては、国がリスク負担すべきではないでしょうか。

受刑者が自殺や自傷、逃走を図った場合、そのリスクは、基本的には受刑者の拘禁を行う責務がある国が負うこととなりますが、例えば、居室の壁が壊れやすい構造になっているため、受刑者が壁に穴を開けて紐掛かりを作り、また、シーツが容易に裂けるため、シーツを紐状に裂いて紐掛かりに通して自殺を図るなど、事業者側に帰責性がある場合も想定されます。そこで、このような場合については、事業者が一定の違約金を支払うことを考えています。4月15日の実施方針説明会でお示しした「リスク負担の基本的考え方」にある「事業者の負担する内容」の、「事件の件数や原因に応じ、一定の違約金の支払い」は、このような場合を想定したものです。

本事業は、警備業務や技術指導業務など、受刑者に接する可能性のある業務がありますが、これらの業務に従事する職員については、受刑者によるいわゆる「お礼参り」等のリスクがあるのではないのでしょうか。

本センターに収容予定の者は、犯罪傾向が進んでいない、初めて刑務所に収容される者であり、殺人や強盗等、他人の生命、身体又は精神に回復困難な犯罪被害をじゃっ起した者を収容することは想定していないことから、このようなおそれはないものと考えます。

(6) ペナルティについて

運営の要求水準未達によるサービス対価の減額は、運営業務にかかるサービス対価の減額にとどまり、施設整備費に相当する部分のサービス対価が減額されないとの理解でよいでしょうか。

現時点では、施設整備に不備があったり、運営・維持管理業務が要求水準を下回ることに起因して、本施設の全部又は一部のスペースが利用できない状況となった場合には、施設整備費に相当する対価も併せて減額の対象とする方向で検討しています。詳細については、入札公告時までには掲示します。

受刑者が自殺、自傷、逃走した場合に課される違約金の額はどれくらいになるのでしょうか。

受刑者が自殺や自傷、逃走をした場合に課される違約金については、既に刑務所 P F I 事業を実施している英国を始めとする諸外国の先事例を参考にしつつ、事業継続のモチベーションを失わせない範囲内で、かつ、事業の適正な実施を確保するための担保となるような金額を設定したいと考えています。

なお、受刑者が自殺や自傷した場合、その賠償責任は、拘禁を行っている国が負うこととなりますが、事業者には課される違約金は、この賠償額と同額になることはなく、また、受刑者が逃走した場合であっても、当該受刑者の捜索、逮捕に要した費用の全額が違約金として課されることはありません。

(7) 附帯的事業について

本事業では、附帯的事業を提案を行うことができるとしてありますが、刑務所の整備・運営という本事業の性質等を勘案すると、附帯的事業の実施はあまり現実的とは思えません。事業者の選定に当たり、附帯的事業の提案は、どのように評価するのでしょうか。

附帯的事業を提案することは可能ですが、応募の必須条件ではありません。なお、事業者選定基準については入札公告時までには提示します。

2. 運營業務要求水準書に関するもの

(1) 総括業務責任者

S P C は、本事業を総合的に把握し調整を行う「総括業務責任者」を配置することとしていますが、総括業務責任者は S P C が直接雇用する者でなくてもよいのでしょうか。

総括業務責任者は S P C が直接雇用する者である必要はありません。

(2) 従事者の資格

従事者の資格について、検定資格と実務経験の 2 つの要件を満たす必要があるのでしょうか。

従事者は 検定資格と実務経験のうちのいずれかの資格を有していれば足ります。

なお、この点を明確化するため、運營業務要求水準書（案）を訂正しました。

(3) 位置情報把握システム

位置情報の管理について、受刑者等の位置をどの程度の範囲まで特定する必要があるのでしょうか。

ゾーン単位での位置の特定ができることが必要です。例えば、受刑者が体育館にいる場合、体育館内にいることを特定する必要はありますが、体育館内のどの位置にいるのかまで特定することまでは要求していません。

(4) 給食及び洗濯

給食及び洗濯は、事業者が収容関連サービス業務として実施するほか、刑務作業として実施することもできるとされていますが、提案に大きなばらつきがでると考えられます。事業者の選定に当たっては、どのような観点から評価するのでしょうか。

ご指摘を踏まえ、給食及び洗濯については、刑務作業として実施しないこととし、また、理容及び美容についても、職業訓練として実施しないこととして、運營業務要求水準書（案）を訂正しました。

(5) 刑務作業

作業企画支援業務については、事業期間中、全受刑者が平日6時間以上の作業量を提供することを求めているとのことですが、事業者の選定に当たり、作業の質についてはどのように評価するのでしょうか。

事業者選定基準については、入札公告時までには掲示します。

労賃について、地域の最低賃金を勘案して定める額を国に支払うとのことですが、労賃の支払いに代えて出来高払いとすることはできるのでしょうか。

労賃の支払いに代えて出来高払いとすることは可能です。

刑務作業に代えてすべて職業訓練とすることはできるのでしょうか。

刑務作業に代えてすべて職業訓練とすることは可能です。